

千葉県労働委員会 令和7年活動状況

労働委員会は、公正・中立な立場で、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間に生じたトラブルが早期解決するようお手伝いしています。職場において、当事者間で問題解決ができないときは、労働委員会の制度をご活用ください。

令和7年中の活動状況についてお知らせします。

1 不当労働行為事件の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

取扱件数			終結状況	翌年への繰越し
前年からの繰越し	新規申立て	計		
11	2	13	4	9

- 新規申立ては2件で、前年からの繰越し11件を含めた13件のうち、4件が年内に終結し、9件は翌年への繰越しとなりました。

2 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況				翌年への繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	計	
0	3	3	0	1	0	1	2

- 終結した1件の係属日数については、100日でした。
- 終結の状況は、打切りが1件であり、主な調整事項は、契約職員への賞与支給及び誠意ある団体交渉の実施となっています。

3 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況				翌年への繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	計	
1	7	8	5	1	0	6	2

- 終結した6件の係属日数については、最短61日、最長147日であり、平均係属日数は86.7日でした。
- 終結の状況は、解決が5件、打切りが1件、取下げが0件であり、主なあっせんを求める事項は、パワーハラスメント・嫌がらせに係るもの等となっています。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/toukeidata/futourou-tyousei-assenn.html>

